



埼玉県報

第48号
令和元年(2019年)
10月18日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則（政策調査課）

告示

- 予算の公表（財政課）
- 業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託に関する落札者等の公示（総務事務センター）
- 一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の縦覧（資源循環推進課）
- 埼玉県中央児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する落札者等の公示（中央児童相談所）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 和光都市計画事業和光市越後山土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第4回）（市街地整備課）
- 鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道に関する公聴会の中止（下水道事業課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する告示（政策調査課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 参議院埼玉県選出議員補欠選挙における選挙会の参観人員の制限（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県議会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十八日

埼玉県議会議長 神 尾 高 善

埼玉県議会議事規則第一号

埼玉県議会議事規則の一部を改正する規則

埼玉県議会議事規則（昭和五十八年埼玉県議会議事規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「出産」の下に「、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百六十五号

埼玉県議会令和元年九月定例会において議決された令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）、令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第三号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,501,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,896,166,851千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,951,276	174,377	3,125,653
	2 負担金	2,662,649	174,377	2,837,026
9 国庫支出金		159,683,323	2,707,120	162,390,443
	2 国庫補助金	46,845,230	2,707,120	49,552,350
13 繰越金		500,000	412	500,412
	1 繰越金	500,000	412	500,412
14 諸収入		34,105,088	215,435	34,320,523
	4 受託事業収入	3,772,579	215,435	3,988,014
15 県債		215,985,000	2,404,000	218,389,000
	1 県債	215,985,000	2,404,000	218,389,000
歳入合計		1,890,665,507	5,501,344	1,896,166,851

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		115,662,214	5,501,344	121,163,558
	2 道路橋りょう費	50,665,773	1,352,674	52,018,447
	3 河 川 費	29,237,460	2,330,070	31,567,530
	4 都 市 計 画 費	23,778,226	1,818,600	25,596,826
歳 出	合 計	1,890,665,507	5,501,344	1,896,166,851

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	5,934,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,523,000		(補正前に同じ。)	
河川事業	5,278,000	同上	同上	同上	6,272,000		(同上)	
砂防事業	468,000	同上	同上	同上	696,000		(同上)	

街 路 事 業	1,488,000	同	上	同	上	同	上	2,081,000	(同)	上
---------	-----------	---	---	---	---	---	---	-----------	---	---	---	---

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,897,231,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		162,390,443	616,832	163,007,275
	1 国庫負担金	104,794,513	505,524	105,300,037
	2 国庫補助金	49,552,350	111,308	49,663,658
13 繰越金		500,412	447,610	948,022
	1 繰越金	500,412	447,610	948,022
歳入合計		1,896,166,851	1,064,442	1,897,231,293

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		23,590,768	1,064,442	24,655,210
	3 畜産業費	1,089,031	1,064,442	2,153,473
歳出合計		1,896,166,851	1,064,442	1,897,231,293

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
豚コレラ緊急対策資金利子補助(令和元年度融資分)	令 和 2 年 度	4,104
家畜疾病経営維持資金利子補助(令和元年度融資分)	令 和 2 年 度 から 令 和 8 年 度 ま で	39,043

告 示

埼玉県告示第五百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年9月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2

5 落札金額

316,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月12日

告示

埼玉県告示第五百六十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第二項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三菱マテリアル株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
代表執行役 小野直樹
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字六番二千二百七十番一外六十七筆
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物のごみ処理施設（焼却施設）
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
汚泥
- 五 申請年月日
令和元年七月二十六日
- 六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県秩父環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
秩父市生活衛生課	午前九時から午後四時三十分まで
横瀬町振興課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和元年十月十八日から令和元年十一月十八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和元年十月十八日から令和元年十二月二日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和元年十二月二日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県秩父環境管理事務所（郵便番号三六八―〇〇四二 埼玉県秩父市東町二

十九の二十）

告 示

埼玉県告示第五百六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県中央児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県中央児童相談所総務担当 埼玉県上尾市大字上尾村1242番地 1

3 落札者を決定した日

令和元年 9 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社クリーン工房 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 2 さいたま新都
心 L A タワー 30 F

5 落札金額

42,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年 7 月 19 日

告 示

埼玉県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川字日野原八九四の一、八九四の八、八九四の

九

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第五百七十号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

大里郡寄居町全域

四 作業期間

令和元年十月一日から令和二年二月七日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

秩父郡長瀬町全域

四 作業期間

令和元年九月二十四日から令和二年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量、用地測量下増田地区）

三 作業地域

熊谷市下増田地内

四 作業期間

令和元年十月三十日から令和二年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光市越後山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年八月二十六日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市南一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目二十番地三十四号

五 設立認可の年月日

平成十七年八月二十六日

六 変更認可の年月日

令和元年十月十八日

告 示

埼玉県告示第五百七十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 氏名 石田 孝作

二 住所 埼玉県鴻巣市本町一丁目七番一―一三〇一号 ポレスタ―鴻巣駅前ガ
ーデنز

告 示

埼玉県告示第五百七十五号

令和元年十月一日付け埼玉県告示第五百二十号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十月三日

指令越建セ第〇一〇〇九二号

二 検査済証番号

令和元年十月十一日

越建セ第二六七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原百六十一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸五百二十番地一 シヤトーグラーズ壱番館一〇

三

島村 修

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十月八日

指令越建セ第三一〇〇一―号

二 検査済証番号

令和元年十月十一日

越建セ第二六八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中七番七、九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中七番地

小島 美代子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十月四日

指令越建セ第三〇〇〇二一一号

二 検査済証番号

令和元年十月十一日

越建セ第二六九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字川端五百七十六番三、字宮東六百二十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛二丁目十五番七号 ソラシドハイム一〇三号

荒木 崇雄

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十月十八日

埼玉県議会議長 神 尾 高 善

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「出産」の下に「、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年十月十八日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和元年十月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 哺育会 笠幡病院	埼玉県川越市 笠幡四千九百五十五番地一

告 示

埼玉県選管告示第五十九号

令和元年十月二十七日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和元年十月二十九日 午前十一時

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

告 示

埼玉県参埼補選告示第二号

令和元年十月二十七日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和元年十月十八日

参議院埼玉県選出議員補欠選挙選挙長 細 田 徳 治